

編集室

障害者自立支援法案と医療制度改革

先の衆議院解散で廃案となった障害者自立支援法案が、再び国会に上程された。この法案は、「身体・知的・精神の各障害者への福祉サービスを初めて一元化」するものではある。しかし、障害者団体からは、原則1割の利用者負担という応益負担制度の導入に対して、「死活問題だ」として反対意見が根強く残っている。尾辻厚労相は「他の制度との整合性などを考えると1割負担は言わざるを得ないが、負担が厳しい方もおられ、実質のところでは配慮をしている。よく説明すれば理解していただける」と話しているとのことであるが、7日に大阪で行われた地方公聴会でも「障害

者の自立への道をはばみかねない」など法案に反対や懸念する意見が目立ったという。

一方、「医療制度改革」として厚労省試案が今月中に示されるようであるが、試案には、医療費抑制のための中長期的対策として生活習慣病対策など、短期的対策として高齢者の自己負担増や診療報酬の見直しなどが盛り込まれるという。厚労省はこれまで、経済諮問会議が主張する医療費を数値目標で管理する手法に反対し、個別の抑制策の積み上げで削減を進める方針は維持したいとしているが、これらの施策によって二〇二五年の医療給付費を国民所得の9%程度に抑制するとした。

の引き下げなどが聞こえている。障害者自立支援法案では、所得保障制度の確立なしの定率自己負担制度導入が利用者から批判されているのだが、各種事業の公費水準の引き下げも懸念されている。こう考えれば、「医療制度改革」の名のもとに行われる医療費削減も利用者の負担増とセットになっているのであり、同じ脈絡のものと考えられる。今後、医療従事者、福祉従事者、利用者の連係がなければ、分断されそれぞれ「痛み」に耐え続けるしかない。

障害者自立支援法案が障害者の自立支援の名に値するものなのか、「医療制度改革」が改革の名に値するものなのか、が厳しく問われるべきであろう。国の説明責任は果たされていない。

(山岡 信明)

広島県医師会速報 2005年(平成17年)10月15日

発行所 / 社団法人 広島県医師会
〒733-8540 広島市西区観音本町一丁目1番1号 TEL.082-232-7211 FAX.082-293-3363

編集者 / 広島県医師会長 碓井 静 照

印刷所 / レタープレス株式会社
〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL.082-844-7500 FAX.082-844-7800